レナリドミド・ポマリドミド治療を受けられる
患者さんとお薬を管理する方へ



薬剤管理者の設置について

レナリドミド・ポマリドミドを服用される患者さんは、原則、薬剤管理者の設置が必要です。
本リーフレットでは薬剤管理者について解説していますので、内容のご確認をお願いいたします。

**レナリドミド・ポマリドミドは、ヒトで催奇形性※を示すサリドマイドによく似たお薬です。
そのため、お腹の赤ちゃん（胎児）への被害を防ぐための適正管理手順「レブメイト®」
を遵守してお薬を厳重に管理する必要があります。**

※催奇形性:お腹の赤ちゃん(胎児)に重大な障害を及ぼす作用

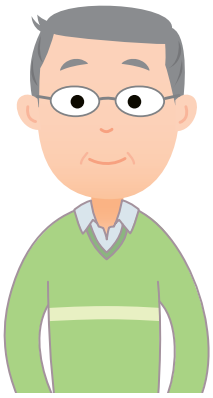
薬剤管理者について

薬剤管理者とは、レナリドミド・ポマリドミドを誤飲するのを防いだり、不要となった薬剤を正しく返却したりするため、患者さんに代わって薬剤の管理を行う方のことです。
薬剤管理者になられる方は以下の3つの要件を満たす必要があります。

- **要件1：レナリドミド・ポマリドミドが胎児に障害を起こす可能性があることを理解している**
- **要件2：処方されたレナリドミド・ポマリドミドを患者さん以外に譲ってはならないことを理解している**
- **要件3：患者さんと定期的に接する機会がある（日常的に患者さんのお世話をする方）**

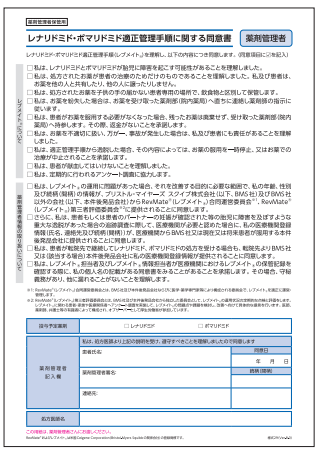
（例）

患者さんにとって身近な人（家族、親戚、近隣住民）	医療関係者	介護職員



薬剤管理者の同意書について

レナリドミド・ポマリドミド適正管理手順に関する同意書（薬剤管理者）（様式29）



レブメイト®の遵守事項をご理解いただいたうえで、薬剤管理者になっていただく方には同意書へのご署名をお願いしております。

- 処方医師が「患者さん自身が正確に薬剤を管理できる」また「不要になった薬剤の返却がきちんと実施できる」と判断した場合には、薬剤管理者を置く必要はありません。しかし、治療中に、薬剤管理者が必要と判断される場合もあります。一度、薬剤管理者が不要と判断された場合でも、状況に応じて必要となった場合には、ご理解とご協力をお願いいたします。

薬剤管理のお願いについて

薬剤管理者の方は、下記の事項を遵守し、レナリドミド・ポマリドミドの管理にご協力いただきますようお願いいたします。

- ☐ 他の人に譲渡しないようにすること
- ☐ 紛失しないようにすること
- ☐ 万が一、紛失した場合は、ただちに薬剤部（院内薬局）に報告すること
- ☐ 服用の必要がなくなった薬剤がある場合は、薬剤部（院内薬局）に持参すること
- ☐ 飲食物と区別された患者専用の場所で保管をすること
- ☐ 子供の手の届かない患者専用の場所で保管をすること
- ☐ 服用しなかった薬剤がある場合には、次回の通院時にカプセルの種類と残薬数を処方医師に伝えること

●他の人に譲渡しないでください。



●不要な薬剤は薬剤部（院内薬局）へ持参してください。



●飲食物と区別された、子供の手の届かない場所に保管してください。



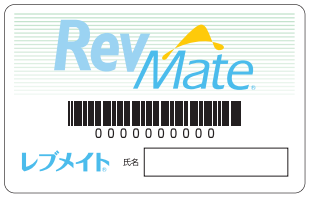
●紛失しないようにご注意ください。
万が一、お薬を紛失した場合は、ただちに薬剤部（院内薬局）に連絡してください。

受診時の注意事項

- ●レブメイト®カードは、受診時に必ずご持参ください。
- ●入院や転院、老人福祉施設などに入所をするときは、特別な管理が必要なお薬を服用していることを伝え、レブメイト®カードを提示してください。
- ●飲み残したカプセルの種類や数を処方医師に報告してください。



●レブメイト®カード



●服用中止時に飲み残したカプセルがある場合は、薬剤部（院内薬局）で回収します。その際、返金はありません。

レブメイト®に関する各種小冊子などをご用意していますので、レブメイト®ホームページ（https://www.revmate-japan.jp/patient/compliance/materials.html）をご覧ください。

レブメイト®ホームページ

レブメイト

https://www.revmate-japan.jp/

作成：ブリストル・マイヤーズ スクイブ株式会社

RevMate®およびレブメイト®は米国Celgene Corporation（Bristol-Myers Squibbの関係会社）の登録商標です。

RMG00751RB
2026年6月作成